

令和4年

第7回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

第7回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 令和4年7月21日
訓子府町招集通知の日 令和4年7月21日
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階議会委員会室
農業委員会開催日時 令和4年7月29日(金)午後4時
農業委員定数 14名

出席委員

1. 細川孝雄	2. 宮本憲司	3. 鎌田勝子
4. 井幡孝一	5. 近藤覚	6. 川脇健一
7. 山本拓志	8. 林浩幸	9. 久積隆志
10. 齊藤博行	11. 佐々木直幸	12. 石澤和也
13. 山田恵美子	14. 寺町昌恭	

欠席委員

署名委員

12. 石澤和也 13. 山田恵美子

事務局職員

事務局長 今田和則

提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>今田局長</p>	<p>令和4年第7回農業委員会の開会にあたり、細川会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
	<p>——細川会長挨拶——</p>
<p>今田局長</p>	<p>これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。細川会長よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 (細川会長)</p>	<p>ただいまから令和4年第7回農業委員会を開会いたします。 ただちに、本日の会議を開きます。 事務局より「諸般の報告」をお願いします。</p>
<p>今田局長</p>	<p>ご報告を申しあげます。 本日の出席委員数は14名の出席であります。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議件は議案が3件でございます。本日の議事録署名委員は12番石澤委員、13番山田委員にお願いいたします。</p>
	<p>——議案第1号——</p>
<p>議長 今田局長</p>	<p>議案第1号を上程いたします。事務局説明願ひます。 議案第1号について説明いたします。</p>
<p>今田局長</p>	<p>今回、審議していただく農地法第3条の規定による許可申請は、贈与1件、使用貸借1件の合計2件となります。 (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>
<p>今田局長</p>	<p>番号1番については親子間での贈与となります。 番号2番については本年1月に親から子への経営移譲がなされておりますが、譲貸人が9月に65歳を迎えることで農業者年金の申請が必要なこと及び道営事業による土地改良整備参加のため、今回親子間での使用貸借となります。 なお、今回審議していただく2件は、農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上農作業従事」、「経営面積が2ヘクタール以上あるか」、「転貸の禁止」等は満たしております。 説明については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>審議の前に、担当委員からご意見があれば伺ひます。1件目について担当は私であります。特に問題ありません。 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p>
	<p>——ありませんの声——</p>
<p>議長 久積委員 寺町委員</p>	<p>2件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 清住は特に問題ありません。 西富についても特に問題ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議長</p>	<p>以上2件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>

——議案第2号——

議 長
今田局長

議案第2号を上程いたします。事務局説明願います。

議案第2号について説明いたします。

今回、審議していただく案件は1件となります。

(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)

今田局長

本件については、受贈者が贈与税の申告について誤った理解をしていたため本来しなければならない申告期限内にしていなかったことにより税務署と協議した結果、今回の申請に至ったものであります。

7月に入り税務署から受贈者に連絡があり、税務署から贈与税の申告について説明がありました。説明内容としては、「農地の贈与は所有権移転登記の完了日が贈与を受けた日と受贈者は認識していたが、実際は農業委員会の許可日が贈与を受けた日だった。農業委員会の許可日は昨年12月21日、所有権移転登記日は本年1月6日だったので、1月6日が贈与日と認識していた。しかし、農業委員会の許可は12月だったことから、本来、贈与税の申告は今年の2月にしなければならないが申告をしていなかった。正規に申告した場合は相続時精算課税制度を利用できたことからこの時点での贈与税はかからなかったのだが、申告していないことにより高額な贈与税とそれに伴う加算税及び延滞税がかかることになってしまう」とのこと、受贈者としては誤った認識が招いたことではあります、いきなり高額な税金を納めることが厳しいことから、急速税務署と協議した結果、贈与の許可を取消してもらい所有権移転登記も贈与者に戻して、その上で農業委員会が許可を取消したことを証明する書類を税務署に提出すれば今回の贈与税は取り扱わないこととなったものであります。

説明については以上です。

議 長

それでは審議に入ります。みなさんから何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議 長

疑義が無いようなので、可決決定いたします。

——議案第3号——

議 長
今田局長

議案第3号を上程いたします。事務局説明願います。

議案第3号について説明いたします。

申請は3件でございます。

(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)

今田局長

番号1番は前回の総会において、北海道農業会議に意見聴取することで可決決定したものであり、北海道農業会議へ意見聴取の申請をした後、7月25日に開催された北海道農業会議常設審議委員会にて審議した結果、「許可相当」との回答をいただきましたので、許可について審議をしていただくものであります。

	<p>なお、詳細については前回の総会にて説明しておりますので省略させていただきます。</p> <p>番号2番は1番同様、前回の総会において、北海道農業会議に意見聴取することで可決決定したものであり、北海道農業会議へ意見聴取の申請をした後、7月25日に開催された北海道農業会議常設審議委員会にて審議した結果、「許可相当」との回答をいただきましたので、許可について審議をしていただくものであります。</p> <p>なお、詳細については前回の総会にて説明しておりますので省略させていただきます。</p> <p>番号3番については、先ほど現地確認いただいた農地であり、農業倉庫を建設するために申請があったものです。</p> <p>農地転用の概要は、農業倉庫194.40平方メートル、コンテナ置場510平方メートル、通路418平方メートルの計1,122.40平方メートルであります。端数調整して1,122平方メートルとしております。</p> <p>資金計画については、事業費として農業倉庫建設費用572万4千円、全額を自己資金にて調達することとしております。</p> <p>また、農用区域の用途変更につきましては7月14日付けで北海道オホーツク総合振興局から許可が下りております。</p> <p>なお、番号3番については転用面積が30アール以下であり、転用面積が30アール以下の農業用施設や農家住宅等については、北海道農業会議への意見聴取の対象外となることから、本総会にて審議後可決決定した場合は、意見聴取することなく許可書を交付することとしますのでご了承願います。</p> <p>説明については以上です。</p>
議 長	<p>それでは、審議に入ります。1件目について何か質問ございませんか。</p>
議 長	<p>——ありませんの声——</p> <p>2件目について何か質問ございませんか。</p>
議 長 山本委員	<p>——ありませんの声——</p> <p>3件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。特に問題ありません。</p>
議 長	<p>3件目の審議に入りますが何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長	<p>以上3件について疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>
議 長	<p>以上で本日の議件を全部終了いたしました。</p>

上記会議の顛末を記録し議事録とする。

令和4年7月29日

訓子府町農業委員会

会 長 細 川 孝 雄

議 長

署名委員 12番

署名委員 13番